

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	株式会社エスエルディー
【英訳名】	SLD Entertainment Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青野 玄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町22番14号
【電話番号】	03 - 6277 - 5031
【事務連絡者氏名】	総務部長 岡 泰三
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町22番14号
【電話番号】	03 - 6277 - 5031
【事務連絡者氏名】	総務部長 岡 泰三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月29日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
平成27年6月29日

(2) 決議事項の内容  
第1号議案 定款一部変更の件  
定款を以下のとおり一部変更する。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

旧定款	新定款
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件  
取締役として青野玄氏、伴直樹氏、丸山佑樹氏、富来美穂子氏、田村祐二氏、近藤彰男氏を選任する。  
なお、近藤彰男氏は、社外取締役である。

第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件  
取締役の報酬額を年額200百万円以内(うち社外取締役の報酬額は年額20百万円)、監査役の報酬等を年額50百万円以内と改定する。  
なお、取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものとする。

第4号議案 ストック・オプション(新株予約権)を発行する件  
取締役(社外取締役を除く。)及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行する。また、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。  
なお、第3号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」とは別に、当社の取締役に対し、報酬等として当該ストック・オプションとしての新株予約権を年額500百万円の範囲で発行する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	9,760	18	0	(注)1.	可決(99.56%)
第2号議案 取締役6名選任の件				(注)2.	
青野 玄	9,743	35	0		可決(99.39%)
伴 直樹	9,743	35	0		可決(99.39%)
丸山 佑樹	9,743	35	0		可決(99.39%)
富来 美穂子	9,743	35	0		可決(99.39%)
田村 祐二	9,743	35	0		可決(99.39%)
近藤 彰男	9,742	36	0		可決(99.38%)
第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	9,706	72	0	(注)3.	可決(99.01%)
第4号議案 ストック・オプション(新株予約権)を発行する件	9,702	76	0	(注)1.	可決(98.97%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上